

# 働き方の違いによる年金格差

## 高齢期の収入確保に向けた課題

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 公的年金額は、加入制度、加入期間、保険料納付状況、賃金水準等により決まる。雇用形態別の年金額は、短時間労働者や国民年金のみの加入者は月額10万円未満と低年金である
- 高齢期の平均支出額以上の年金を受給することができるのは一部の世帯に限られるが、短時間労働者以外の世帯や夫婦の一方が正社員の世帯等は概ね支出額の約8割の年金額を受給できる
- 高齢期の収入確保に向けて、厚生年金の適用拡大、フルタイムに近い働き方を継続できる体制の整備、60歳代の雇用確保と繰下げ受給の普及、私的年金の拡充等が検討課題である

### 1. 年金額を決定する要素

公的年金の額は、加入制度、加入期間、保険料納付状況、賃金水準等により決定される（図表1）。

公的年金には①国民年金、②厚生年金保険（以下、厚生年金）、③共済年金があり、働き方等により加入する制度が決まる。①国民年金には日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人<sup>1</sup>、②厚生年金には適用事業所に常時使用される70歳未満の人<sup>2</sup>、③共済年金には公務員や私立学校教職員<sup>3</sup>が加入する。なお、2015年10月1日以降は、厚生年金と共済年金が一元化され、公務員等も厚生年金に加入するため、本稿では、国民年金と厚生年金の年金額についてのみ取り上げる。

図表 1 年金額の算出方法

【老齢基礎年金】				
保険料 納付済月数	+	全額免除 月数 × 4/8	+	4分の1 納付月数 × 5/8
			+	半額 納付月数 × 6/8
			+	4分の3 納付月数 × 7/8
満額	×	40年(加入可能年数) × 12月		
【老齢厚生年金】				
平均報酬額 (平均標準報酬額)	×	生年月日に応じた率	×	加入期間月数

(注) 平均標準報酬額は、各月の標準報酬月額（報酬月額を1等級（9万8千円）から30等級（62万円）までの30等級に分け、その等級に該当する金額）と標準賞与額（賞与額の1,000円未満を切り捨てた額で1カ月の上限は150万円）の総額を加入期間月数で割った額。加入期間月数は2003年4月以降の加入期間。2003年3月までの加入期間については、「平均標準報酬月額×生年月日に応じた率×加入期間月数（2003年3月まで）」で計算する。平均標準報酬月額は、加入者期間の標準報酬月額の合計を加入期間月数で割った額。

(資料) 日本年金機構ホームページより、みずほ総合研究所作成

現役時代に国民年金、厚生年金に加入していた者は、一部を除き65歳以上で老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給することができる<sup>4</sup>。老齢基礎年金の額は、2015年度は満額で年額780,100円（月額65,008円）であるが、保険料を納付していない期間があればその期間に応じて減額される。一方、老齢厚生年金の額は現役時代の報酬比例であり、平均報酬額に生年月日に応じた率と加入期間月数を乗じた額となる<sup>5</sup>（前頁図表1）。

その他、本来の年金支給開始年齢より早く受給を開始する繰上げ受給や、遅く受給を開始する繰下げ受給があり、繰上げ・繰下げ受給を選択した場合には年金額はその期間に応じて減額・増額される。

## 2. 年金格差の現状

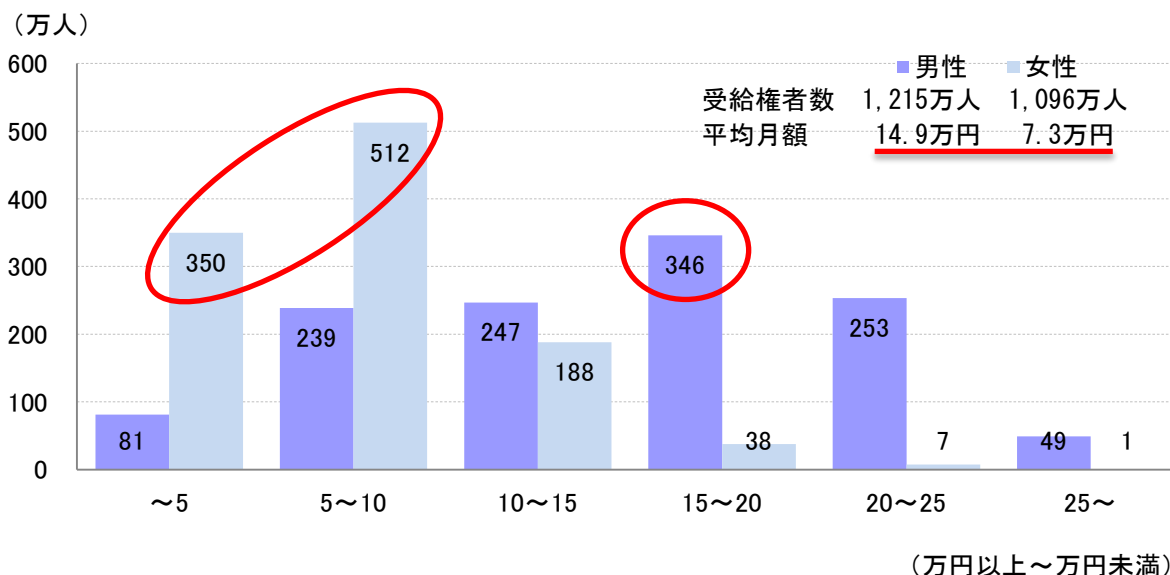
以下では、現在の公的年金受給者の年金額を確認するとともに、現在の平均賃金から算出した雇用形態別等の年金額を比較する。

### （1）年金月額階級別の受給権者数

2013年度の男女別の年金月額階級別の老齢年金受給権者数をみると、男性は15万円以上20万円未満が最も多く平均月額で14.9万円であるが、女性は10万円未満に偏っており平均月額は7.3万円にとどまる（図表2）。女性は、老齢基礎年金のみの受給者が多いことや、老齢厚生年金を受給していても男性と比較して勤務期間が短く、報酬額が低い者が多いことから低年金者が多い。

ただし、夫婦世帯でみれば一定の年金額を確保できることもあるほか、夫が老齢厚生年金を受給していれば、夫の死亡後には多くの世帯で妻に遺族厚生年金が支給され、妻自身の年金額が増加するため、一概に女性の低年金が問題というわけではない。

図表 2 男女別の年金月額階級別の老齢年金受給権者数



（注）1. 2013年度末現在。

2. ①老齢厚生年金の受給権者数と②老齢厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法国民年金（5年年金を除く）の受給権者数の合計。

3. 平均月額は、2. ①と②の受給権者数と平均月額から算出。

（資料）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2013年度）より、みずほ総合研究所作成

## (2) 現行制度における年金格差

現在の年金制度体系になり、国民皆年金となったのは1986年度である。そのため、現在の高齢者はそれ以前の期間は年金制度に加入していなかった場合もあり、加入期間が短く低年金となっている例がある。そこで、以下では、現行制度で40年間年金制度に加入した場合の老齢年金額（2014年度価格）を比較する。

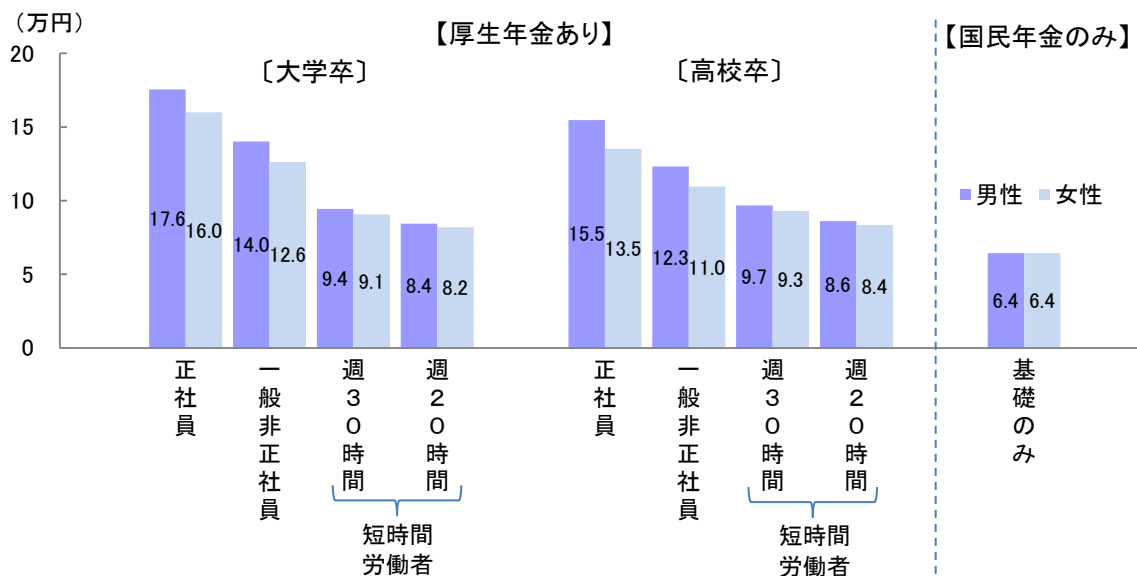
### a. 雇用形態の違いによる年金格差

まず、雇用形態別の年金額（2014年度価格）を大学卒・高校卒別、男女別に比較する。男女の平均賃金の違いから年金額についても男女差が生じるものの、雇用形態、学歴、勤続年数が同じであれば男女の年金格差はそれほど小さくなく、例えば、正社員・大学卒は男性が17.6万円、女性が16.0万円であり、女性の年金額は男性の約9割程度である。この傾向は大学卒の短時間労働者以外の非正社員（以下、一般非正社員）や、高校卒の正社員や一般非正社員についても同様である（図表3）。

また、短時間労働者については、現在、厚生年金に加入するのは概ね週所定労働時間が30時間以上の労働者であるが、2016年10月1日以降は同20時間以上の労働者となるため<sup>6</sup>、ここでは短時間労働者について、週30時間労働の場合と週20時間労働の場合の年金額を算出した。短時間労働者は、男女の賃金差があまりないため年金額も男女ほぼ同額である。また、学歴別の賃金差がないため、大学卒より勤務期間が長い高校卒の方が年金額が高い（図表3）。

厚生年金の適用対象外の労働者や、自営業者等は国民年金のみの加入となるため、年金は老齢基礎年金のみとなり、満額でも6.4万円にとどまる（図表3）。

図表3 雇用形態別の年金月額（2014年度価格）



(注) 1. 一般非正社員は正社員以外で短時間労働者以外の者。大学卒は23歳で就職、高校卒は19歳で就職し、60歳で退職するまで同一企業で同一雇用形態で就業した場合の年金額（月額、2014年度価格）。大学卒の者は、20歳から23歳になるまでは国民年金のみに加入し、保険料全納。

2. 正社員、一般非正社員は大学・大学院卒または高校卒の男女別・年齢階級別・勤続年数別賃金から算出。短時間労働者は男女別・年齢階級別・勤続年数別賃金から算出。

3. 基礎のみは老齢基礎年金のみ。その他は、老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計。

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2014年）等より、みずほ総合研究所作成

## b. 企業規模の違いによる年金格差

次に、正社員について、企業規模別の年金額（2014年度価格）を大学卒・高校卒別、男女別に比較すると、企業規模が大きいほど平均賃金が高いため年金額が高い。1,000人以上の企業の年金額を基準とすると、100～999人の企業が約9割、10～99人の企業が約8割の水準となっている。また、男女で比較すると、いずれの企業規模でも女性の年金額は男性の年金額の約9割である（図表4）。

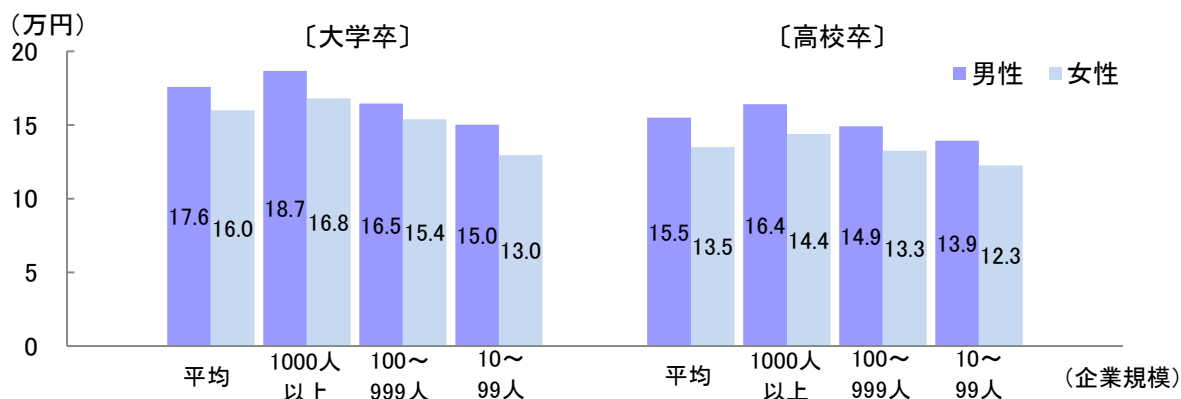
## 3. 高齢期の支出額と年金額の比較

公的年金を受給している高齢者世帯のうち、収入が年金のみの世帯は約6割<sup>7</sup>であるが、高齢期の支出額と年金額はどの程度の差があるのか。以下では、高齢無職世帯の平均支出額と、雇用形態別等の年金額を比較する。

### （1）高齢無職世帯の平均支出額

総務省「家計調査」（2014年）によると、高齢単身無職世帯（60歳以上世帯）の1カ月の平均支出額は15.4万円、うち消費支出が14.3万円、税・社会保険料等の非消費支出が1.0万円である。また、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の1カ月の平均支出額は26.9万円、うち消費支出が23.9万円、非消費支出が2.9万円である（図表5）。

図表 4 企業規模別の正社員の年金月額（2014年度価格）

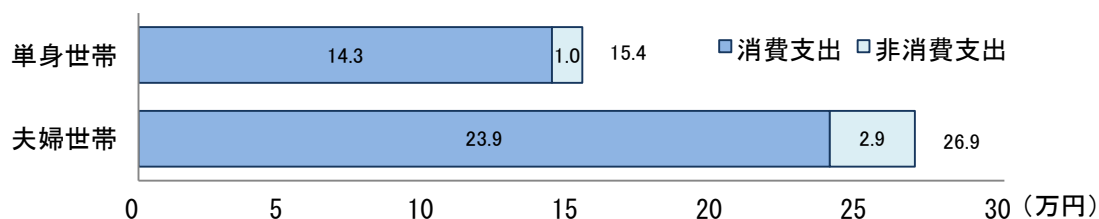


(注) 1. 大学卒は23歳で就職、高校卒は19歳で就職し、60歳で退職するまで同一企業で正社員で就業した場合の年金額（月額、2014年度価格）。大学卒の者は、20歳から23歳になるまでは国民年金のみに加入し、保険料全納。

2. 大学・大学院卒または高校卒の男女別・年齢階級別・勤続年数別賃金から算出。老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計。

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2014年）等より、みずほ総合研究所作成

図表 5 高齢単身無職世帯と高齢夫婦無職世帯の平均支出額（2014年）



(注) 単身世帯は、60歳以上の単身無職世帯。夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯。四捨五入の関係で消費支出と非消費支出の合計が支出合計と一致しない。

(資料) 総務省「家計調査」（2014年）より、みずほ総合研究所作成

## （２）高齢期の支出額と年金額の差

高齢無職世帯の平均支出額と雇用形態別等の年金額を比較すると、まず、単身世帯では、概ね平均支出額以上の年金を受給できる世帯は、大学卒では「企業規模100人以上の男女正社員」、高校卒では「企業規模1,000人以上の男性正社員」の世帯に限定される。ただし、「短時間労働者以外の厚生年金加入者」は、概ね平均支出額の8割以上<sup>8</sup>の水準の年金を受給することができる。一方、年金額が平均支出額の8割に満たない世帯は、「高校卒女性の一般非正社員」、「男女の短時間労働者」、「基礎年金のみ」の世帯である（図表6）。

一方、夫婦二人世帯でみると、概ね平均支出額以上の年金を受給できる世帯は、「夫婦ともに正社員」や、「夫婦の一方が正社員でもう一方が一般非正社員」の世帯の一部に限定される。ただし、「夫婦ともに短時間労働者以外」や、「夫婦の一方が正社員」の世帯は、概ね平均支出額の8割以上の水準の年金を受給することができる。反対に、年金額が平均支出額の8割に満たない世帯は、「夫婦とも短時間労働者」、「夫婦とも基礎年金のみ」、「妻高校卒正社員で夫が基礎年金のみ」の世帯である（次頁図表7）。

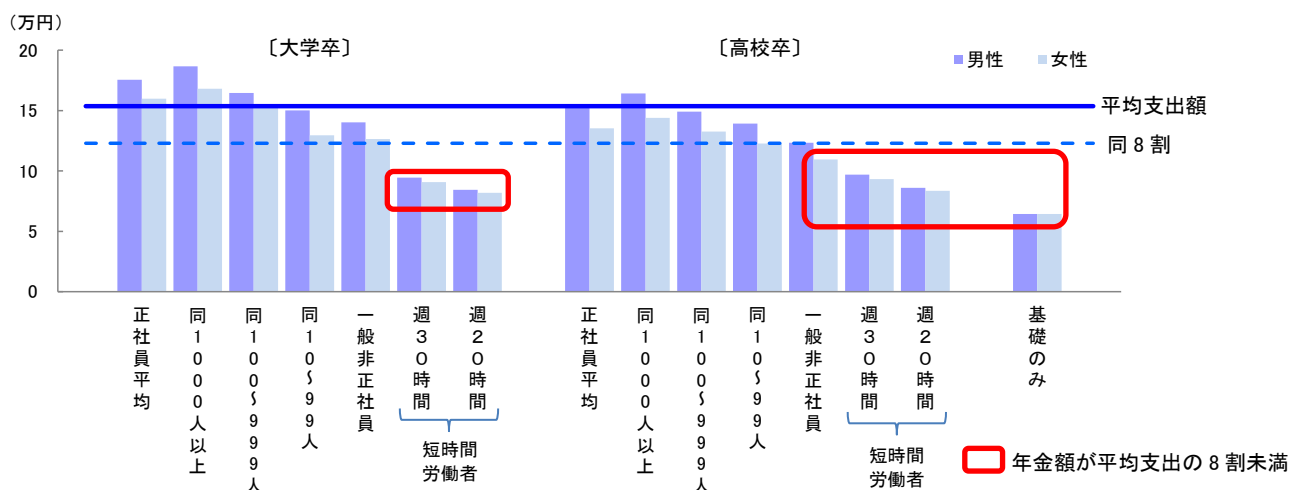
## 4. 高齢期の収入確保に向けた課題

高齢期の平均支出額以上の公的年金を受給することは難しく、前述の通り、単身世帯では企業規模が大きい企業の正社員や、夫婦世帯では夫婦とも正社員の世帯、夫婦一方が正社員でもう一方が一般非正社員の世帯等に限られる。そこで、最後に、高齢期の収入確保のための課題について検討する。

### （１）低年金の回避

まず、将来の低年金を回避するためには、現役世代の安定した雇用を確保する必要がある。非正社員比率は中長期的に上昇傾向が続いているが、非正社員であっても厚生年金の加入対象とし、将来は基礎年金に加えて厚生年金を受給できる高齢者を増加させることが求められる。

図表 6 高齢単身無職世帯の平均支出額と雇用形態別・企業規模別の年金月額



(注) 1. 年金額の算出方法は図表3、図表4と同じ。平均支出額は60歳以上の単身無職世帯のもの。  
 2. 一般非正社員は短時間労働者以外の非正社員。基礎のみは国民年金のみの加入者で老齢基礎年金のみ。その他は、老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計。  
 (資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2014年)、総務省「家計調査」(2014年)等より、みずほ総合研究所作成

厚生労働省によると、2016年10月1日からの厚生年金の適用拡大<sup>9</sup>により、新たに厚生年金の加入対象となるのはわずか25万人程度にとどまる見通しである。仮に、一定の賃金収入（月5.8万円）以上の全ての70歳未満の雇用者に厚生年金の適用を拡大すれば新たに約1,200万人が適用対象となる<sup>10</sup>。適用範囲をどこまで拡大するかについては十分な検討が必要であるが、非正社員のうち自分自身の収入が主な収入源である者が半数弱<sup>11</sup>いることを考慮すれば、より一層の適用拡大は不可避であろう。

また、非正社員であっても短時間労働者以外であれば、一定の年金額を確保することができるため、フルタイムに近い働き方ができるような育児や介護のサポート体制を整えること等も検討課題である。

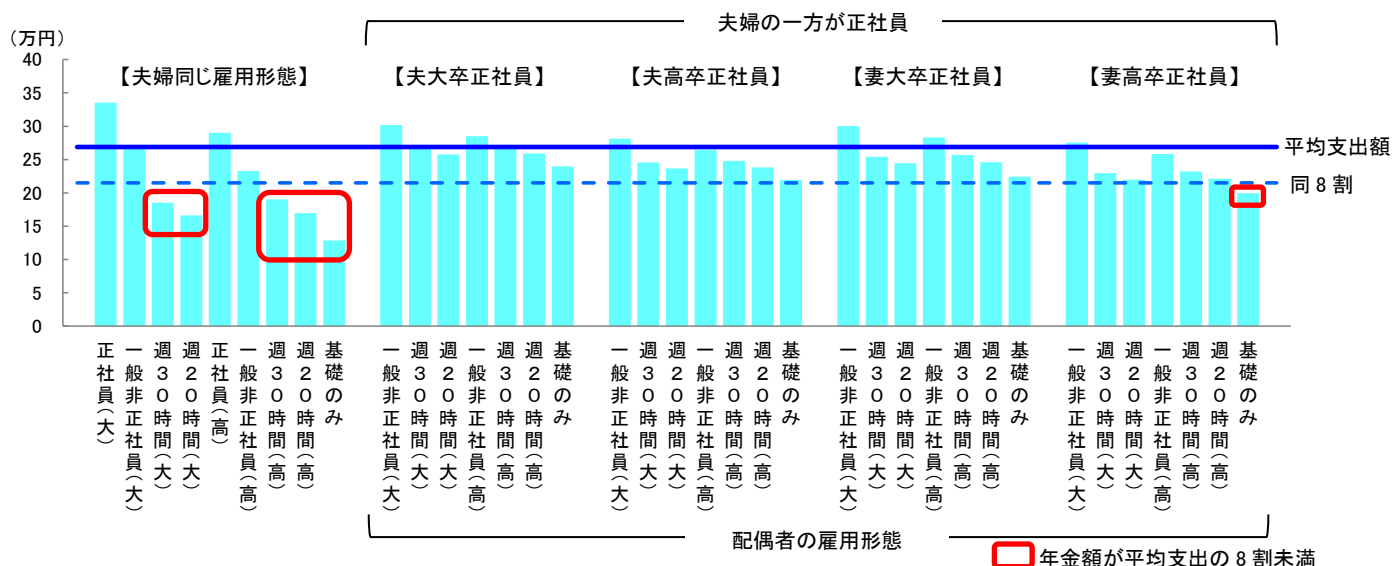
## （2）60歳代の雇用確保と繰下げ受給の普及

60歳代の雇用を確保することにより、勤労所得で高齢期の収入を増やすことも有力な手段である。現在、段階的に希望者全員の65歳までの雇用確保が企業に義務付けられていることから、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は全体の約7割まで拡大しているが、70歳まで働ける企業は2割弱にとどまっている<sup>12</sup>。70歳になるまでは厚生年金の加入対象となることから、60歳以降も厚生年金の適用となる働き方で就業を継続すれば、年金額もその期間や報酬に応じて増える。

また、現在、年金の支給開始年齢は一部を除き65歳であるが、受給を開始する年齢を遅らせると、その期間に応じた増額率により年金額が増額され、その増額率は一生変わらない。これを繰下げ受給というが、老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに繰下げが可能である。いずれも年金額は繰下げ月数に0.7%を乗じた額が加算されるため、例えば受給開始を5年（60カ月）繰り下げて70歳からとする場合には42%増額される（次頁図表8）。

60歳代での就労と、年金の繰下げ受給の普及が進めば、高齢期の支出額以上の収入を確保できる世帯を増加させることが可能である。

図表 7 高齢夫婦無職世帯の平均支出額と雇用形態別の年金月額



(注) 1. 年金額の算出方法は図表3、図表4と同じ。平均支出額は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦無職世帯のもの。  
 2. (大)は大学卒、(高)は高校卒。一般非正社員は短時間労働者以外の非正社員。週30時間、週20時間は短時間労働者。基礎のみは国民年金のみの加入者で老齢基礎年金のみ。その他は、老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計。  
 (資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2014年)、総務省「家計調査」(2014年)等より、みずほ総合研究所作成

### (3) 私的年金の拡充

公的年金に加えて、私的年金により高齢期の収入を確保することも重要である。

私的年金には、企業が制度を導入してその従業員が加入する企業年金と、個人が金融機関等と直接契約する個人年金がある。

企業年金の加入者数は、ここ数年徐々に減少しており、2015年3月末現在で1,650万人である。なお、複数の企業年金に加入している者もいることから、「企業年金に加入している会社員数」はさらに少ない。厚生年金に加入する企業の従業員は約3,600万人であるが、企業年金の加入者はその半数にも満たない。企業が導入しやすく、かつ継続しやすい企業年金制度の普及促進を図ることが必要であろう。

個人年金には、確定拠出年金<sup>13</sup>の個人型年金や、金融機関の商品等がある。確定拠出年金については、現在改正法案が国会で審議中であるが、同法案が成立すれば、2017年1月1日以降、個人型年金の加入対象者が大幅に拡大する。現行制度では、個人型年金に加入できるのは、企業年金のない企業の従業員か、国民年金の第1号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者と第3号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者に扶養される年収130万円未満の配偶者）以外）である。改正法案では、第3号被保険者や企業年金加入者（確定拠出年金の企業型年金の加入者については規約で定めた場合に限る）、公務員等も加入対象者とされている。本改正により、確定拠出年金の個人型年金の普及に弾みがつくことが期待されるが<sup>14</sup>、個人が確定拠出年金に加入しやすくなるよう、広報活動の実施や勤務先企業の協力等の工夫も検討課題となろう。

図表 8 繰下げ請求と増額率

請求時の年齢	増額率（繰下げ月数×0.7%）
66歳0カ月～66歳11カ月	8.4%～16.1%
67歳0カ月～67歳11カ月	16.8%～24.5%
68歳0カ月～68歳11カ月	25.2%～32.9%
69歳0カ月～69歳11カ月	33.6%～41.3%
70歳0カ月～	42.0%

- (注) 1. 原則として、66歳に達した日（66歳の誕生日の前日）以後に繰下げ請求ができる。ただし、65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、他の年金を受ける権利がある場合は繰下げ請求ができない。
2. 老齢基礎年金は、1941年4月1日以前生まれは増額率が異なる。
3. 老齢厚生年金は、1942年4月2日以後生まれの者、または、2007年4月1日以後に老齢厚生年金を受けることができるようになった者のみ繰下げ請求が可能。

(資料) 日本年金機構資料より、みずほ総合研究所作成

---

<sup>1</sup> その他、任意加入等もある。

<sup>2</sup> 厚生年金は事業所単位で適用される。厚生年金の適用事業所となるのは、株式会社等の法人の事業所と、従業員が常時5人以上の個人事業所（農林漁業、サービス業等を除く）。その他の事業所でも、従業員の半数以上が厚生年金の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。常時使用されるとは、労働時間が一般社員の概ね4分の3以上（概ね週所定労働時間が30時間以上）の者を指す。日雇い労働者等は対象外。

<sup>3</sup> 私立学校教職員は原則として70歳未満が加入。

<sup>4</sup> 現在、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられており、65歳からの支給となるのは男性は1961年4月2日以降生まれ、女性は1966年4月2日以降生まれである。その他、障害年金や遺族年金等もある。

<sup>5</sup> 一定の被扶養配偶者がいる場合には加給年金が支給される等、その他の給付もある。

<sup>6</sup> 厚生年金の適用基準は、2016年10月1日から①週所定労働時間が20時間以上、②月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上の企業、となる。

<sup>7</sup> 厚生労働省「国民生活基礎調査」（2014年）による。

<sup>8</sup> 教養娯楽と交際費を除いた消費支出と非消費支出の合計は支出合計の8割程度であるため、ここでは8割を目安とした。

<sup>9</sup> 注6参照。

<sup>10</sup> 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－」（2014年6月3日）による。

<sup>11</sup> 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査（個人調査）」（2010年）による。男女別では、男性は約8割、女性は約3割である。

<sup>12</sup> 厚生労働省「平成26年「高年齢者の雇用状況」集計結果」（2014年）による。調査対象は、全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業145,902社。

<sup>13</sup> 拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される私的年金である。企業が制度を導入してその従業員が加入する企業型年金と、個人が任意で加入する個人型年金がある。

<sup>14</sup> 詳細は、堀江奈保子「確定拠出年金の加入対象者拡大へ～制度の普及・拡大のための改正法案が国会提出」（『みずほインサイト』2015年4月6日、みずほ総合研究所）参照。

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。